

令和5年5月8日（月）

保護者の皆様

コミュニティ・スクール
福津市立福間中学校
校長 清水 光朗

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴う出欠席の取扱について

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、福津市教育委員会より「教育活動における留意事項（別紙）」が示されました。

このことを踏まえて、本校においても、生徒の出欠席に関する事項を下記のとおり改定いたします。保護者の皆様のご理解をお願いします。

記

【出席停止の措置をとる場合】

○ 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ※ 出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。
- ※ 症状が軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ※ 無症状の感染者に対しては「検査を受けた日から5日を経過するまで」とします。
- ※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

【欠席扱いとする場合】

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があり、学校を休ませる場合
- 腹痛やその他体調不良で学校を休ませる場合
- 家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、家族内感染が不安で、生徒を休ませる場合。

以上